

# シンガポールにおける青少年保護のための インターネット規制と運用

2012年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

本報告書に関する問い合わせ先：  
日本貿易振興機構(ジェトロ)  
調査企画課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32  
TEL: 03-3582-5544  
FAX: 03-3582-5309  
email: ORA@jetro.go.jp

#### 【免責条項】

ジェトロは、本書の記載内容に関して生じた直接、間接的若しくは懲罰的損害及び利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされている場合であっても同様とします。

(C)JETRO 2012

本報告書の無断転載を禁ずる

● ジェトロアンケート ●

調査タイトル：シンガポールにおける青少年保護のためのインターネット規制と運用

ジェトロでは、主として中小企業の関係者の皆様が海外にて円滑に事業展開できることを目的に本調査を実施いたしました。報告書をお読みいただいた後、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1：今回、本報告書で提供させていただきました「シンガポールにおける青少年保護のためのインターネット規制と運用」について、どのように思われましたでしょうか？

(○をひとつ)

4：役に立った      3：まあ役に立った      2：あまり役に立たなかった      1：役に立たなかった

■質問2：①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

--

■質問3：今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

--

■お客様の会社名等をご記入ください。(任意記入)

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体  <input type="checkbox"/> 個人	会社・団体名
		部署名
		お名前

※ご提供頂いたお客様の個人情報については、ジェトロ個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～

## 目 次

1. インターネット上での青少年保護や関連する法律について
  - (1) 青少年保護に関する規定
  - (2) 刑法での規定
  
2. インターネットに関する監督官庁
  - (1) メディアに対する規制の考え方
  - (2) インターネットに対する規制
  - (3) ホットラインについて
  - (4) フィルタリングサービスについて
  
3. 政府や民間団体の取組み状況
  - (1) MDA の取組み
  - (2) 民間団体の取組み

## 1. インターネットの青少年保護のための法規制

シンガポールではインターネットについて青少年保護を目的とした直接的な法律はない。

### (1) 青少年保護に関する規定

青少年保護・育成を目的とした法律「児童青少年法 (Children and Young Persons Act)」がある。この法律において「児童」とは「14歳未満の人」を、「青少年」とは「14歳以上16歳未満の人」を指している。

性的被害からの保護という意味では、第7項において「児童及び青少年の性的搾取 (Sexual exploitation of child or young person)」があり、児童売春を企てたり、児童売春を行ったものは、初犯の場合、罰金 5,000 シンガポールドル以下または禁錮 2 年以下、もしくはその両方が科される。再犯の場合は、罰金 10,000 シンガポールドル以下または禁錮 4 年以下、もしくはその両方が科される、と規定されている。

### (2) 刑法での規定

刑法においては、青少年に対する性的な不法行為に関する規定がいくつか存在するが、特にインターネットに関連した青少年保護の意味では、2008年1月より施行された、刑法 376E 項「16歳未満の未成年に対するいかがわしい行為 (Sexual grooming of minor under 16)」が該当すると考えられる。

21歳以上の者(A)が、他の者(B)に対し、以下の状況で2度かそれ以上の複数回にわたり、会う、または連絡をとった場合、刑罰の対象となるとされている。

(a) Bと故意に会ったり、Bに会いに行こうとした場合で、

(b) その際、

(i) Aが、Bと会っている時または会った後、Bに対して、「関連する不法行為」をはたらこうとする。

(ii) Bが16歳未満である。

(iii) AはBが16歳未満であること認識、もしくは推定できる。

ここにある「関連する不法行為」とは、レイプや強姦、16歳未満との性交渉、近親相姦、売春(あっせん含む)、前述の児童青少年法における性的搾取などが含まれている。これらに違反したものは、禁錮3年以下また罰金、もしくはその両方が科せられる。またこの行為はシンガポール国内外を問わない、とも規定されている。

つまり、実際に会わなくとも「会おうとした (intention to meeting)」行為自体が罪になると規定されており、連絡をとるというのは「フェイス・トゥ・フェイス」はもち

ろんのこと、インターネット上でのやり取りも対象となる<sup>1</sup>とされている。

また刑法 292 項において、卑猥なもの（本や紙、絵、人形、データ等）を所持すること、ダウンロードすることなどは刑罰の対象（禁錮 3 か月以下または罰金、またはその両方）となっており、さらに刑法 293 項では 21 歳未満の者に対し、卑猥なものを販売、配布等を行った場合は刑が重くなるとなっている（禁錮 1 年以下または罰金、またはその両方）。

ただし、MDA によると、単にインターネットサイトにアクセスすること自体は不法行為に該当しない、となっている<sup>2</sup>。

---

<sup>1</sup> [http://www.mha.gov.sg/news\\_details.aspx?nid=MTE2Mw%3D%3D-jUKXmxjmjCs%3D](http://www.mha.gov.sg/news_details.aspx?nid=MTE2Mw%3D%3D-jUKXmxjmjCs%3D)

<sup>2</sup> [http://www.ifaq.gov.sg/mda/apps/fcd\\_faqmain.aspx](http://www.ifaq.gov.sg/mda/apps/fcd_faqmain.aspx)

## 2. インターネットに関する監督官庁

### (1) メディアの監督官庁について

インターネットやテレビ、映画等の各種メディアに関して規制・監督を行うのはメディア開発庁（The Media Development Authority, 以下MDA）である。MDAは各種メディアを規制・監督をすると立場であると同時に、メディア産業の振興・育成・支援も行う政府組織である。

MDAのメディア規制の枠組みは、「コンテンツ管理」と「産業施策」の大きく2つに分けられている。

#### ● コンテンツ管理

適切なコンテンツ管理を行うことで、情報は社会や個人に対して有益なものとなる。各種メディアにはそれぞれのガイドラインを設定することで、人々は多様な選択肢から娯楽や知識を得ることができると同時に、青少年を好ましくない情報から守ることも可能となる。

#### ● 産業施策

PEP<sup>3</sup>（Pro-Enterprise Panel、2000年に設置された行政や規制に関して国民からの提案を受け付ける制度）を通じて、最先端のサービスを提供し、メディア産業にとって最適なビジネス環境を作り出すことが目的である。またイノベーションや自由かつ公正な競争機会を創出する枠組みを構築し、結果として消費者に対し最適な利益をもたらすことを目的とする。

### (2) インターネットに対する規制

シンガポールは、1980年代初頭から今日に至るまで、電子政府に向けた取り組みに力を入れており、今や世界でもトップクラスの位置にいるといえる。1980年から1999年までの「市民サービスコンピューター化プログラム」をきっかけにIT技術を積極的に取り入れており、2000年からは3～5年程度の中期計画を策定・実行している。現在は「eGov2015」としてモバイル政府などの計画を実行中だ。<sup>4</sup>

こうした背景もあってか、MDAは「インターネットは社会にとって有益なもので、過度に規制すべきではない」というスタンスをとっており「必要最低限の規制を設け、企業

<sup>3</sup> <http://app.mti.gov.sg/default.asp?id=71>

<sup>4</sup> <http://www.ida.gov.sg/News%20and%20Events/20110616152732.aspx?getPagetype=20>

活動には最大限の柔軟性を持たせる」としている。またインターネットのようなボーダレスのメディアにおいては、国内の規制だけでは限界があるとの認識から、「企業の自主規制」と「公共教育の努力」を推奨する、としている。

## ● 軽度な規制の枠組み

インターネットサービスプロバイダー及びインターネットコンテンツプロバイダーは業種ごとの届出制となっている。

## ● 産業界の自主規制の推奨

各企業には自主規制及び自社制度を持つよう推奨している。インターネットコンテンツ規制の補完となるような、産業界全体の自主規制構築はインターネットサービスに対する高い信頼性と品質を得ることができる。

またメディアコンテンツとその配信プラットフォームが拡大している中で、産業界との共同規制は重要である。産業界とのパートナーシップを組むことで MDA は公共、産業界の両方の要求に応えることができる。

## ● 公共教育による知識向上

大量の情報に触れることの良い面と同様に有害な面も教育していく必要があると認識している。またメディア利用に関する正しい知識、判断力を養うための Mediation プログラムを始動している。このプログラムは「サイバーウェルネス (Cyber Wellness)」を推進することに主眼を置いている。

## 2-3. ホットラインについて

インターネットのコンテンツ等で問題がある際の相談窓口は、MDA となる。実際の例として、2008 年にポルノ動画投稿サイトが市民からの通報により閲覧禁止となったものもある<sup>5</sup>。

一方で過度な規制等に関する相談も MDA が窓口となり、前述の PEP が該当すると考えられる。

## 2-4. フィルタリングサービスについて

MDA は国内のインターネットアクセスサービスプロバイダー(IASP)と協働で「Family Access Networks (FAN)」というフィルタリングサービスを提供している。これはポルノ画像などを含む青少年にとって有害なサイトをブロックするためのサービスで、パソコンがあまり得意ではない親でも、IASP に申込みだけなので簡単に利用

---

<sup>5</sup> <http://in.reuters.com/article/2008/05/23/idINIndia-33729420080523>

することができる。このサービスを利用するかしないかは自由に選ぶことができる。

ISP が提供するサービス以外のものとして、市販の各種「フィルタリングソフト」が紹介されている。

### 3. 政府や民間団体の取組み状況

政府系の組織であるMDAを中心に、社会開発・青年・スポーツ省 (Ministry of Community Development, Youth And Sports, MCYS) や教育省 (Ministry of Education, MOE) などの各省庁や民間の団体がタッグを組んで、インターネットに関する様々な情報を積極的に発信している。有用性を認めつつもそこに存在する多種多様なリスクを、国民ひいては青少年たちにきちんと伝えようとする意図が見える。

#### (1) MDA の取組み

MDA の取組みとして、「サイバーウェルネス (Cyber Wellness)」、「Once Upon A Cyberspace」、「ペアレンツページ (Parents' Page)」の3つを取り上げる。

##### ●サイバーウェルネス (Cyber Wellness)

「サイバーウェルネス」とはインターネットユーザーの福祉やインターネット社会の健全性を指す言葉として用いられている。そこには、インターネット上での危険な行動に対するリスク認識や、自己および他人をそのような行動から守る方法、インターネットがもたらす自分自身や社会への利益について認識している、ことも含まれている。

MDA は、サイバーウェルネスへの意識向上に向けて、官民間問わず様々なパートナーと関係を密にし、青少年のみならず、その親や教育関係者に対しても啓蒙活動を行っている。おもな関係先としては、サイバーウェルネス運営委員会 (Inter-Ministry Cyber wellness Steering Committee, ICSC) とインターネットとメディアに関する諮問委員会 (Internet And Media Advisory Committee, INMAC) が挙げられる。

ICSC は 2009 年に組織され、MDA をはじめとし、MOE や情報通信芸術省 (Ministry of Information, Communications and The Arts, MICA)、情報通信開発庁 (Infocomm Development Authority of Singapore, IDA) など関連する政府組織からメンバーを出し、構成されている。公共教育に焦点を当て、政府組織と民間の良好な関係構築のための活動をしている。

2009 年 11 月からはサイバーウェルネスに関するアイデアを募集し、良い提案については資金面でのサポートを行うこともしている。

INMAC は、企業からの代表者でメンバーが構成されており、ヒューレッド・パッカードやシングテル (シンガポールの通信大手)、メディアコープ (シンガポールの TV 局)、

スターハブ（シンガポールの通信企業）、ノキアなどから集まっている。おもな活動はメディアリテラシーやサイバーウェルネスに関する教育プログラムの普及・促進である。加えて、MDA や ICSC とともに共同でメディアリテラシーやサイバーウェルネス、関連する政策、プログラム等への助言等も行っている。

## ●Once Upon A Cyberspace

IT 技術の進化とともにブログやチャット、Twitter や Facebook などのニューメディアが青少年の間でも生活の一部となりつつある現在、インターネットセキュリティに対する知識の普及が青少年やその家族に対しても重要になってきていることを受け、MDA は「Once Upon A Cyberspace」と題した 1 分間の 3D アニメを作成した。赤ずきんや白雪姫など童話のキャラクターを使い、「ネットいじめ」や「ネットゲーム中毒」、「チャットでの個人情報シェア（流出）」、「プライバシー侵害」、「ウイルス感染」に関して、具体的にどのような被害にあってしまうのかをわかりやすく解説したものである。地元テレビ局であるメディアコープのチャンネルを利用して 2009 年 4 月から 6 週間に渡り放送した。現在でも教材として貸出しを行っている。

## ●ペアレンツページ (Parents' Page)

子供を持つ親に対して MDA が自らの WEB サイト内に設置した情報提供ページである。おもな内容は、メディア全般に関する知識と、シンガポール政府の規制も含めた行政としての取組みの紹介、啓蒙活動を行ったり、相談窓口となる団体などを紹介している。MDA のトップページからアクセスすることが可能となっている。

1 ページごとに読み進めていく形式で、イントロダクションに始まり、チェックリストも用意されている。それぞれ自分の知りたい内容に直接ジャンプすることも可能となっている。

インターネットに関しては MDA の取組みやフィルタリング、サイバーウェルネスの説明を中心とした構成となっている。ページの最後には「ネットいじめ」に関するケーススタディが掲載されており、事例を通してその被害や対処法を学ぶことができるようになっている。

## (2) 民間団体の取組み

### ● Bully-Free Campaign<sup>6</sup>

Singapore Children's Society が運営する「ネットいじめ (Cyber Bullying)」に関するサイト。ネットいじめはどのようなものを指し、なぜそれが起こるのか、「する側」と「される側」にどんな兆候が現れるのかなど、学者の研究も引用しながら説明、解説をしている。

また、学校・親・子供の各カテゴリ別に、具体的な防止策を紹介している。

### ● TOUCHLine<sup>7</sup>

TOUCH Cyber Wellness (TCW) という団体が運営する、サイバーウェルネスに関する情報提供サイト。TCW はシンガポールで初めて、学校に対するサイバーウェルネス教育を提供した組織で、2001 年から通算して生徒、親、教育関係等、80 万人以上に教育を実施してきた。

政府関係団体ともパートナーシップを結び、MDA とは 2004 年にインターネット利用に関するガイドライン作りを共同で行ったり、サイバーウェルネスプログラムの開発なども手掛けている。

National Youth Council (NYC) とは、親や教育関係者向けのハンドブックを共同で発行しており、2008 年には社会開発・青年・スポーツ省 (Ministry of Community, Youth and Sports, MCYS) の援助を受け、最新版を発行している。

---

<sup>6</sup> [http://www.bullyfreecampaign.sg/cyber\\_bullying/index\\_cyber.php](http://www.bullyfreecampaign.sg/cyber_bullying/index_cyber.php)

<sup>7</sup> <http://www.planetcrush.org/>

## 参照 WEB サイト

- MDA <http://www.mda.gov.sg/Pages/Home.aspx>
- IDA <http://www.ida.gov.sg/home/index.aspx>
- MICA <http://app.mica.gov.sg/>
- MCYS <http://www.mda.gov.sg/Pages/Home.aspx>
- MOE <http://www.moe.gov.sg/>
- Singapore Statutes Online <http://statutes.agc.gov.sg/aol/home.w3p>

シンガポールにおける青少年保護のためのインターネット規制と運用

---

2012年3月発行

著作・発行 日本貿易振興機構(ジェトロ) 海外調査部

〒107-6006 東京都港赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階

---

Copyright © 2012 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載